参考様式第5－1号

令和8年11月2日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

太田市長　穂積　昌信

市町村名 （市町村コード）	太田市 （205）
地域名 （地域内農業集落名）	尾島地区【岩松町・備前島町・押切町・堀口町】 （北岩松、南岩松、堀口、押切、備前島）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年11月2日 （第5回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は県道綿貫篠塚線沿いに位置し、平坦な農地が多く、やまといもを中心とした露地野菜の生産が盛んな地域で、自然災害による被害が少ないことから安定した営農ができている。しかし、農業者の高齢化や後継者不足により耕作放棄地が増加傾向にあり、一部の地域では基盤事業の準備を行っているが、他地域でも基盤整備事業が必要なところもあり、今後検討が必要である。

（2）　地域における農業の将来の在り方

当地区は既存農業者で規模拡大可能な者や新たな担い手の他に法人、他地区からの参入を見据えて農業基盤整備や鳥獣対策を検討し、効率性や生産性が向上できる農地利用を促進する。また、農業に触れた事のない若年世代やリタイヤ世代が農業に関心をもってもらえるようにやまといもの更なるブランド力の向上などを図り農業振興を広めていく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	189　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	189　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地における効率的かつ総合的な利用に支障が無いことを確認した。
（令和8年1月16日開催）
・押切町64-2、65、67、68
（令和8年2月27日開催）
・備前島町13-1、13-2、26-2、416-1、416-2、416-3、417-1、417-2、417-3、418-3、419-1、419-2、419-3、420-1、420-2、420-3
（令和8年11月2日開催）
・岩松町437-2、438-1、439-1、440-1、441-1、442-1、445-1、445-3、445-4、446-1、446-3、446-4、447-1、447-2、447-3、448-1、448-2、448-3、449-1、449-2、449-3、450-1、453-1、454-1

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、担い手の経営意向を斟酌したなかで段階的に集約化を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業等を活用し、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化等のため基盤整備を実施する。特に赤堀地区に流入する大川の治水について対策を検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携したなかで地域内後継者や新規就農者の確保・育成、他地域からの農業者の受け入れ等、多様な経営体の募集を促進する。これまでの自家消費を目的とした家庭菜園として利用だけでなく、少量出荷が可能な小規模な農地利用を拡大する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、必要に応じてJA等の農業支援サービス事業を利用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨その他		

【選択した上記の取組方針】